TAX NEWS

～令和５年以降に居住開始の住宅ローン控除について～

現在、住宅ローン控除を適用するためには、１年目に確定申告をする必要があり、２年目以降は年末調整で控除を受けることができますが、その際に金融機関から交付された年末残高証明書の提出が必要です。

令和４年度改正により、**令和５年以降に居住する**給与所得者が住宅ローン控除の適用を受ける場合、原則として金融機関から年末残高証明書の交付がなくなるため、確定申告・年末調整で年末残高証明書の添付が不要となります。

ただ、金融機関が令和４年度改正に対応することが困難な場合は、年末残高証明書を交付することができる経過措置が設けられています。

《令和５年（令和６年３月 15 日申告期限）以降の確定申告》

原則：年末残高証明書の**交付なし**。税務署から e-Tax 等を通じて年末残高の情報を受け取ることになります。

経過措置の場合：金融機関から年末残高証明書の**交付あり**。確定申告書に添付して提出する必要があります。

この経過措置を適用する金融機関は、今後国税庁の HP で公表される予定なので、借入先の金融機関が経過措置を受けているかどうかは国税庁の HP で確認することが必要になってきます。

《控除２年目以降の年末調整》

現在、２年目以降の年末調整で控除を受ける場合は、税務署からの「住宅ローン控除証明書」と、金融機関からの「年末残高証明書」の記載事項を「住宅ローン控除申告書」へ転記、控除額を計算することになっています。改正後の年末調整手続きは、金融機関における経過措置の適用の有無によって異なります。

原則：金融機関から提出を受けた調書の情報をもとに、税務署は控除額が明記された状態で住宅ローン控除証明書を交付するので、住宅ローン控除申告書へ転記する必要はなくなります。住宅ローン控除証明書は、原則 e-Tax のメッセージボックスを通じてデータ（XML 形式）で毎年提供されるので、年末調整ソフトにそのデータをインポート、又は QR コード付き控除証明書等を作成して勤務先に提出することになります。e-Tax 等の利用が難しい場合は、紙の住宅ローン控除証明書を毎年受け取ることも可能なようです。

経過措置を適用する場合：金融機関から年末調整残高証明書、税務署から住宅ローン控除証明書を受け取ることになります。住宅ローン控除証明書は、紙で２年目に一括郵送、又はデータで（XML 形式）で毎年提供のどちらかを選択できるそうです。

【改正後の確定申告イメージ】

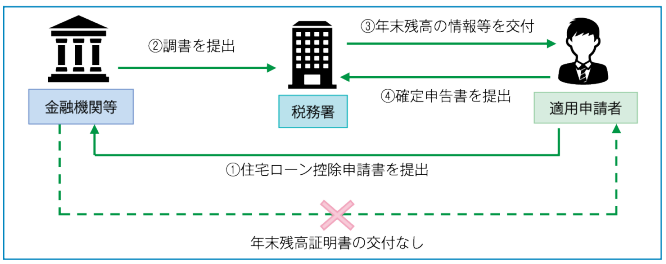

【改正後の年末調整イメージ】

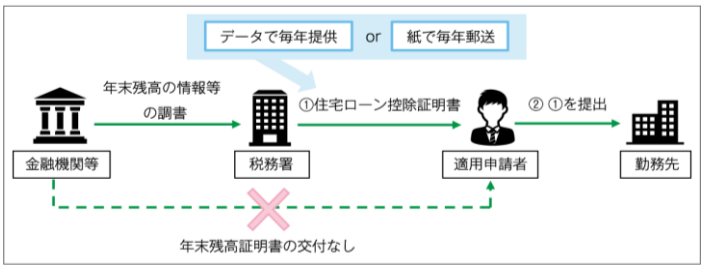

《住宅ローン控除証明書を e-Tax で交付希望した場合》

上記改正とは別の話ですが、令和２年１月以降に e-Tax で確定申告を提出し、税務署から送付される住宅ローン控除証明書を **e-Tax で交付希望**された方は、e-Tax の通知書一覧の「確認画面へ」を選択し、「住宅借入金等特別控除証明書」から確認できます。e-Tax 交付希望された方には、**書面で住宅ローン控除証明書は届きません**ので、ご注意ください。また、e-Tax による交付を希望していたが、電子データを確認できない場合は、所轄の税務署へ出向くか、郵送にて電子交付の取りやめ申請書を提出すれば、書面での証明書を発行してもらえるようです。

参照：税務通信 3713・3718 号、e-TaxHP　　（文責：丸山　博子）